

## 第3章 オホーツク圏北見地域合併協議会設置までの経過

### 1. 法定合併協議会設置議案の議決

北見市・端野町・津別町・常呂町・留辺蘂町の1市4町は、それぞれの議会に、合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成、その他の合併に関する協議を行うため、地方自治法及び合併特例法に基づく「オホーツク圏北見地域合併協議会」設置議案を提案し、議決された。

市 町 名	議 決 日
北 見 市	平成16年7月1日
端 野 町	平成16年6月24日
津 別 町	平成16年6月30日
常 呂 町	平成16年6月24日
留 辺 蘂 町	平成16年6月28日


### 2. 法定合併協議会設置の届出

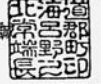
北見市・端野町・津別町・常呂町・留辺蘂町の1市4町の議会における法定合併協議会設置議案の議決を受けて、7月8日付けで、北海道知事に対して、首長の連名による設置届出を行った。


#### ▼届出書


16北企画第45号  
端 企  
津 企  
常 総 第 1 3 8 号  
留 総  
平成16年7月8日


北海道知事 高橋 はるみ 様

北見市長 神 田 孝 次 

端野町長 田 中 誠 

津別町長 工 藤 一 義 

常呂町長 井 原 久 敏 

留辺蘂町長 南 川 健次郎 

オホーツク圏北見地域合併協議会の設置について（届出）

地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、オホーツク圏北見地域合併協議会を平成16年7月8日に設置したので、下記の書類を添付のうえ、地方自治法第252条の2第2項の規定によりお届けします。

記

- オホーツク圏北見地域合併協議会設置に関する協議書（写）
- 北見市議会、端野町議会、津別町議会、常呂町議会、留辺蘂町議会の関係議決書

### ■ 3. オホーツク圏北見地域合併協議会設置調印式

北見市・端野町・津別町・常呂町・留辺蘂町の1市4町は、それぞれ法定合併協議会設置に向け議会へ提案、議決を受けて「オホーツク圏北見地域合併協議会」が設立された。7月8日に行われた調印式では、議論を進める前提として6つの内容が確認された。

#### ◆法定合併協議会設置調印式



#### 法定合併協議会設置に係る確認事項

北見市、端野町、津別町、常呂町、留辺蘂町の1市4町は、『オホーツク圏北見地域合併協議会』の設置にあたり、各市町の議会において議決されましたので、次のことを確認し協議会を発足することといたしました。

平成16年7月8日

#### 記

- 1 北見市、端野町、津別町、常呂町、留辺蘂町の1市4町は、法定合併協議会（オホーツク圏北見地域合併協議会）を設立し、現行の合併特例法の期限である平成17年3月に向けて実効性のある協議に努めるものとする。
- 2 法定合併協議会においては、合併の基本的事項をはじめ、新市建設計画の策定など、合併に向けて必要な協議項目について、対等な立場で協議を行うものとする。
- 3 法定合併協議会では、これまで任意合併協議会において協議決定してきた内容を基本的に尊重するものとする。
- 4 合併に関する協議においては、合併を真の地方分権社会の実現に向けた好機としてとらえ、「(仮称)まちづくり条例」などの制定や、将来想定される道州制を視野に入れた地方分権のモデル自治体をめざすものとする。
- 5 法定合併協議会においては、地域の歴史や文化、特性などを尊重し、機能を分担しながら地域全体の均衡ある振興発展に責任と役割を担う、地域自治の組織づくりをめざすものとする。
- 6 本協議会に要する経費については、構成市町において、その負担する根拠が明確となる経費以外は均等に負担するものとし、別に定める規約等によりその運営にあたるものとする。

【メモ】「法定合併協議会」市町村の合併に関する法律では、市町村が合併しようとするときは、関係市町村の議会の議決を経て合併協議会を設置し、合併関係市町村の建設に関する基本的な計画（新市まちづくり計画）の作成と合併に関する協議を行うこととされており、この協議会が「法定合併協議会」である。